

## 施保育所給食調理擔當職員

### 保育施設給食講習會開かる

#### 四、實施方法

厚生省では『保育施設給食の指導的人物を養成し、この事業の充實をはからんとする』趣旨の下に、去五月二十二日より東京、福島、愛知、廣島の各都府縣において標題の講習會を開催してゐるが、これは六月二十五日まで續行される豫定である。

#### 一、開催地、開催場所、開催日

東京（都立明石町保育園において）五月二二・二三・二四・二五〇の各日

愛知（名古屋市保育專門學園において）六月六、七、八、九、一

二六の各日

廣島（廣島縣佐伯郡嚴島町嚴島小學校において）六月一一、一二

一三、一四、一五の各日

福島（福島縣信夫郡飯坂町飯坂高等學校において）六月二〇、二一

一、二二、二三、二四、二五の各日

#### 二、講師

（イ）事務關係——吉見靜江（厚生省兒童局保育課長） 小林彌八（同課事務官）

（ロ）調理關係——武藤靜子（愛育研究所榮養主任）

#### 三、受講者資格

（イ）府縣保育施設給食主管課における給食事務擔當吏員

（ロ）府縣保育施設給食技術指導員（ハ）ユニセフ給食實

保育所の在り方については、法的根據（兒童福祉法及兒童福祉施設最低基準）により大體明確になつてゐるわけであるが、實際は必ずしもその通りに行つてゐないで、保護者の勞働又は疾病により保育に缺ける兒童を保育するという保育所本來の目的から離脱したようなものも見受けられるので、この程厚生省兒童局では去五月二十三、二十四日の兩日、同省で開催された全國兒童課長會議の席上に左の様な設定標準案を提出した。

### 官廳公示連絡事項

## モニル保育所設定標準（案）

十一、その他建物、設備職員の構成とその待遇、保育の内容等が最低基準に合致していること。

一、設置場所は児童福祉法第二十四條の措置該當児童の最も多い地域であること。

二、保育する児童は乳児、幼児、學童を通じて眞に措置の必要度の高い児童だけを入所させるべきであるが設備及び職員に餘裕のある場合に限りその他の児童を入所させているものであること、

三、職員は何れも人格的にすぐれ児童福祉に對する熱意があつき乳幼児保育の技術に秀いでた人が揃つてていること。

四、保育時間は八時間を原則とするものであるが特に必要な家庭の児童についてはその事情を考慮して必要な時間中保育していること。

五、その他の運営についても家庭の事情を考慮してその児童の必要なものを補つていること。

六、保育方法は児童の個性とその自發活動を重んじ個別的及び集團的に適切な指導をしていること。

七、保育の内容は年齢に應じ身心の發達に即して行われていること。

又衛生栄養等に留意して正しい生活の基礎訓練を與へ、社會人としての人格の育成に留意されていること。

八、家庭との連絡が保育されている児童の問題を中心にして緊密に行われ、その指導が充分に出來ていること。

九、施設所在地域の人々との連絡が充分で地域活動が行われていること。

十、經理状況及一般事務處理状況が明瞭にされていること。

### (四〇頁より)

逆に保育をみていて、保母さんに精氣がないと、何かからだに故障があるのでないかと私には心配になります。

ん。

医者としては、子供たちの健康管理をする前に、保母

さんの健康管理を行はなくてはならない、と思ひます。保母さん自身も、いつもいつも自身の體に注意して欲しい、子供たちと一緒に検便もしてもらう、月々體重も測つてみる、と積極的に關心を持つていたゞきたいものです。太つているのがわかるから厭だ、などといつて體重をはからない保母さんはありませんか。疲れたといふから、ビタミンBを注射しなさいなどと、痛いから厭だという方はありませんか。

からだには充分に注意し、子供たちのために故障のないものとしておきましょう。一端故障が生じたときは、その故障を取り除くことに専念しましょう。その時によう助言者となるこの出來る醫者が、開醫であつて欲しいと願います。(ひどく)